

志木市立志木小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの子どもにも起こり得る」という基本認識にたち、全校の児童(生徒)が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、さまざまな措置を迅速に講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童への適切な指導と保護者への支援・助言を組織的に対応する。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。(いじめ防止対策推進法第13条による)。
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 志木小学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、すべての教職員と児童、保護者及び地域が一体となって、いじめ防止への取組を組織的、計画的、継続的に行う拠り所として策定する。

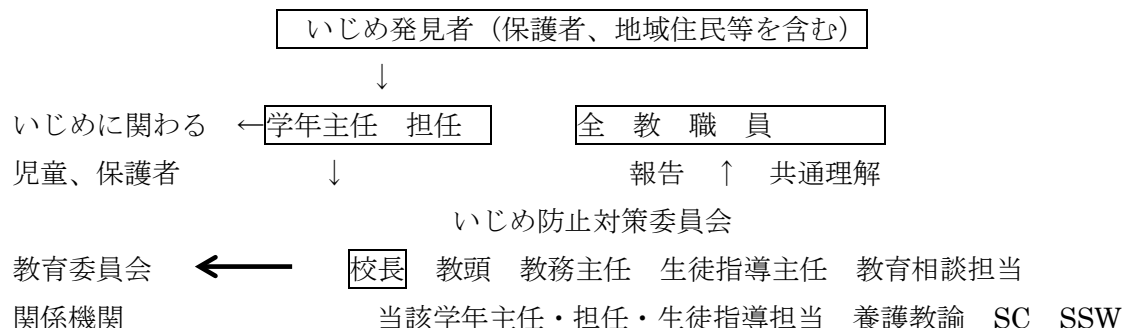
3 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

いじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」という。)

- (1) 構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談担当 当該学年主任 担任
生徒指導担当 養護教諭 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー
- (2) 組織の役割
 - ・いじめの早期発見、早期解決
 - ・いじめ事案の調査と指導支援計画の立案、実施
 - ・全教職員への共通理解
 - ・被害児童及び保護者への支援

- ・加害児童及び保護者への指導
- ・教職員研修の企画、立案、実施
- ・アンケートの実施、結果の検証
- ・志木小学校いじめ防止基本方針の PDCA の実施
- ・児童、保護者に向けたいじめ防止啓発活動
- ・相談窓口

(3) いじめに対する措置



4 いじめ防止に向けた年間計画

月	活動内容	*生徒指導部会、学年主任会は、毎月開催
4月	教職員研修（学校基本方針の共通理解）、	
5月	道徳（彩の国道徳等を活用した全学年共通のいじめに関する授業）、表札訪問	
6月	児童理解研修会、人権作文、学校公開	
7月	個人面談、定例対策委員会	
8月	教育相談研修、生徒指導研修	
9月	道徳（彩の国道徳等を活用した授業の実施）	
10月	アンケート（いじめに特化）、小中ふれあい交流会	
11月	土曜学校公開、埼玉県いじめ撲滅月間、	
12月	定例対策委員会	
1月	人権標語、道徳（彩の国道徳等を活用したいじめに関する授業）	
2月	教育相談アンケート	
3月	定例対策委員会（評価）	

4 いじめ防止及び早期発見のための取組

<p>(1) 未然防止の具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会による啓発活動 ・豊かな心を育む道徳教育の推進 ・尊重し合う意識を高める人権教育の推進 ・学ぶ喜びを味わう学習指導の実践 ・人間関係づくりを重視した体験活動の充実 ・ネットいじめ防止のための講演会の開催 ・非行防止教室の実施 	<p>(2) 早期発見のための具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なアンケート・個人面談の調査 ・教育相談週間 ・子どもの行動の記録 ・養護教諭、スクールカウンセラーと連携した相談活動 ・保護者、地域との連携、協力 ・学童保育との連携、協力
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) いじめに対する対処

- ・把握した情報に基づく対応方針の策定
- ・学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化
- ・被害児童の安全確保とスクールカウンセラー等を活用したケア
- ・加害児童に対する組織的継続的な観察・指導
- ・いじめ行為を伝えた子どもの安全の確保
- ・児童、保護者へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用したケア

(4) 指導力を高めるための研修

- ・児童理解研修の充実
- ・いじめ防止及び対応に関するケース会議や事例研修

- ・スクールカウンセラー、相談員との意見交換
- (5) 保護者・地域との連携

- ・PTA、地域と連携し、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

5 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。



- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、校内に調査組織を設置する。
- 事実関係を明確にするための調査を実施し、再発防止に努める。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係を適切に提供する。
- 調査結果を教育委員会に報告する。○ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

6 この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。